

令和7年第1回市議会定例会

教 育 行 政 方 針 演 述

陸前高田市教育委員会

令和7年市議会第1回定例会の開会に当たり、教育行政についての基本的な考え方と施策を申し上げます。

東日本大震災の発生から間もなく14年を迎えようとしております。毎年のように発生する自然災害と、その災害により犠牲となられた皆様に対し、哀悼の誠を捧げるとともに、被災された皆様に対し、お見舞いを申し上げます。

さて、本市においては、人口減少、少子高齢化の進行や国際化の進展、脱炭素への取組など、様々な課題に対応しながら、各般にわたる施策を推進しております。

本市の総合計画におけるまちの将来像「夢と希望と愛に満ち 次世代につなげる共生と交流のまち 陸前高田」には本市に暮らす全ての人々が、それぞれの意思と行動で主体的にまちづくりに関わり、これまで先人たちが築き育んできた歴史や文化に誇りを持ち、次世代を担う子どもたちにつなげられるようなまちを築いていこうという思いが込められています。まちづくりの担い手となる人材を育成し、市民と行政が互いの特性や長所を活かして協働・連携することにより、子どもから高齢者まで誰もが活力と活気に溢れ、次世代を担う子どもたちが誇れる持続可能なまちづくりに取り組むことが重要と考えております。

このようなことから、教育の果たす役割は、ますます大きくなってきており、教育委員会におきましては、昨年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする「第10次陸前高田市教育振興基本計画」を策定したところであります。

この計画は、陸前高田市まちづくり総合計画後期基本計画の部門別計画として位置付けて、本市の教育行政を進めていく上でのビジョンとなる「教育大綱」に掲げる基本理念である「学びを通じ、未来を創造する、心豊かでたくましい人づくり」を軸に、「自ら考え、判断し、たくましく生き抜いていく力の育成」など、6つの基本方針と26の基本施策を掲げ検証可能な計画としたところであり、今後、毎年「教育振興基本計画審議会」を開催し、計画の進捗状況を確認してまいりたいと考えております。計画を推進する上では、これまで同様に「時代を超えて変わらない価値のあるもの」と、「時代の変化とともに変えていく必要があるもの」の双方を適材適所にバランス良く取り入れていく「不易流行」の考え方を踏襲しながら令和7年度の教育行政について申し述べます。

はじめに、教育大綱における基本方針の1つ目である「自ら考え、判断し、たくましく生き抜いていく力の育成」についてであります。

現代は、将来の予測が難しい時代であると言われており、少子高齢化に伴う人口減少、子どもの貧困、地域間格差、地域社会とのつながりの希薄化等、様々な社会問題が生じております。

このような変動性、不確実性、複雑性、曖昧性にあふれた不安定な社会の中で、本市の子どもたちは、総じて明るく素直で何事にも一生懸命に取り組んでおりますが、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育む教育は、常に変化を続ける社会の中においても普遍のものであり、この3本柱は、子どもたちの成長にとってかけがえのない礎であることから、教育委員会といたしましても、本市の子どもたちの特性を基本として、国、県が示す考え方を取り入れながら、次のとおり推進してまいります。

最初に、「確かな学力を育む教育の推進」については、子どもたちが、自ら課題を見つけ、自ら考え、自ら判断して行動することで、学びの動機付けや幅広い資質・能力の向上につながることから、「主体的・対話的で深い学びの力の育成」が、ますます必要であります。

このことから、各種学力調査などの結果を迅速に分析し、課題や解決に向けた取組を明確にし、授業改善や家庭学習との連携推進を通して、児童生徒一人ひとりに知識・技能などの「基礎・基本」の確実な定着とともに、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性等を養う力」を育成してまいります。

次に、「豊かな心を育む教育の推進」については、道德教育を中心に、感謝の心や挨拶、社会マナー、真摯に学ぶ態度、人の痛みを理解する心などを、学校・家庭・地域で連携しながら育成するとともに、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の資質・能力を育む特別活動に取り組んでまいります。

次に、「健やかな体を育む教育の推進」については、安心・安全な学校給食の提供や食育をはじめとした「健やかな体」を育む健康教育のほか、児童生徒が、体育を除いて1日60分以上の運動時間を目指す「ロクマルプラスプロジェクト」の推進に取り組んでまいります。

また、中学校の部活動については、部活動指導員の増員を図ることで、生徒が専門的な指導を受けられるような環境を整える等、地域連携に力を入れてまいります。あわせて、少子化の進行により今後中学校単独では部活動の成立が困難になることから、各スポーツ・文化団体、PTA、学校等の関係者で構成した中学校の部活動の在り方

検討会において活動の場の創出、環境整備を進めているところであり、今後さらに検討を進めてまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響による、社会全体のデジタル化の飛躍的進展は、教育分野においても遠隔・オンライン教育等、学び方に大きな変容をもたらしました。

本市においても、現在、児童生徒一人ひとりに整備されたタブレットを用いた教育活動が展開されており、今後さらなる情報活用能力の育成やICT環境の充実・活用促進が必須であることから、学校への訪問指導や研修機会の充実、効果的なICT活用事例の紹介等を行うとともに、ICT支援員を引き続き配置しながら、教員の授業力や学習の習熟度の向上に取り組んでまいります。

あわせて、家庭へ適切な情報提供を行い、家庭と学校との共通理解を図りながらICT教育の推進を図ってまいります。

次に、防災教育の推進について、義務教育9年間の系統的な指導を通して、災害の特性や防災組織・技術についての知識を備え、減災のため、事前に必要な準備を行う能力や、災害から自らの命を守り、万が一被災した場合でもその後の生活を乗り切る能力、また、進んで他の人々や地域の安全を支えることができる能力の育成に取り組んでまいります。

次に、基本方針の2つ目である「一人ひとりを大切にした学校教育の推進」についてであります。

「誰一人取り残さず、持続可能な社会を実現する」というSDGsの理念は、教育分野においてESD（持続可能な開発のための教育）の推進として取り組まれ、学校の授業だけでなく、地域や社会と連携しながら実際に行動することを重視した教育が展開されており、国においても、「ESDの推進は、グローバル人材の育成にも資する取組であり、多くの児童生徒等が、グローバルな環境を体験する機会を与えられることが求められる。」との考えを示しています。

一方、近年の子どもたちの生活環境を取り巻く社会問題として、不登校児童生徒数の増加や、児童虐待、ヤングケアラー、子どもの貧困などが挙げられており、個々の状況に応じた適切な支援が求められているところでもあります。一人ひとりの多様なウェルビーイングの実現のためには、誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要がある

と考えております。

このことから、教育委員会といたしましては、東日本大震災以降、子どもたちの心のケアを最重要課題として取り組んできており、様々な社会問題等が原因でストレスを抱える子どもたちについて、今後も長期的な視点から継続して支援していく必要があることから、引き続きスクールカウンセラーを配置し、子どもたちの心のケアに努め、安心して学校生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

次に、学習や生活面で配慮を要する子どもへの支援につきましては、各学校において個別の支援計画を作成し、教職員の共通理解を持った上で、一人ひとりの特性に応じた支援を進めているところでありますが、特に、学校生活において特別な支援を要する児童生徒をサポートするため、特別支援教育指導補助員を適切に配置しているところであり、今後ともより充実した支援態勢を推進してまいります。

また、保育所・保育園と小学校、小学校と中学校との連携を強化し、児童生徒の特性に応じた個別対応を円滑に進めるために、引き続き、巡回支援相談員を配置し中学校卒業まで切れ目のない支援に努めてまいります。

次に、学校不適応児童生徒の不適応解消に向けた支援につきましては、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員及び適応支援員の連携を密にし、適応支援教室の運営と学習支援や相談対応を引き続き実施しながら、児童生徒の社会的な自立を目指してまいります。

次に、いじめ防止対策につきましては、「陸前高田市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、学校、保護者、関係機関が連携して、いじめ防止の啓発や対策に関する取組を推進するとともに、いじめを生まないための発達支持的な指導の推進を図り、いじめの未然防止対策の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてまいります。

次に、地域の特性を生かしたキャリア教育の推進につきましては、学校、家庭、地域、市内外の企業と連携しながら、様々な体験活動等を展開することを通して、故郷に対する誇りや愛着、社会参画に向けた主体的な態度、社会的自立に向けて必要となる「人生設計力」を育む教育の充実を図ってまいります。

次に、社会のグローバル化に対応できる人材の育成につきましては、外国語指導助手や外国語専科教員の計画的な活用等を通じて、児童生徒が体験的な英語活動を通じて、意欲的に外国語に親しむことができる環境を整えるとともに、実用英語技能検定を受検する中学生に対し、受検料を補助することで英語の技能向上を目指す生徒を積極的に支援してまいります。

さらに、新規事業として、秋田国際教養大学で行われている中高生を対象とした研修「English Village」へ、市内の中高生を派遣する予定であります。英語を使ったコミュニケーションの楽しさを体験することで、より英語への興味関心、学ぶことへの意欲を高め、社会のグローバル化に対応できる人材育成に努めてまいります。

次に、多様性を認め合い、他者を思いやる教育の推進につきましては、本市は、誰一人取り残されることのない共生社会の実現を目指し、すべての子どもが自身の可能性を最大限に発揮できる環境づくりを進めております。そのためには、多様性を認め合い、お互いを尊重し合う教育の充実が不可欠であり、子どもたちが多様な体験を積み重ねることが重要であります。こうした取組を推進するにあたり、学校と保護者の協働に加え、地域の力もお借りして、より良い学校づくりを進めてまいります。

さらに、本市では、市の発展に資する有能な人材の育成を目的に、経済的な理由により修学が困難な学生等に対し、奨学資金を交付する事業を行っております。令和5年度からは、新たに給付型奨学制度を設立し、現在20名に交付しております。

加えて、令和6年12月には、陸前高田ゆめみらい大場達史記念奨学基金を設立したことから、追加募集をしているところであり、令和7年度には、採用人数をさらに増やし、学生支援に力を入れて参ります。

次に、基本方針の3つ目である「行政、学校、家庭、地域が一体となった教育の推進」についてであります。

県において総合的・一体的に推進している教育振興運動は60年を迎え、子ども、家庭、学校、地域、行政の5者が、それぞれの役割と責任を果たし、連携して地域の教育課題の解決に取り組む運動であり、地域学校協働活動やコミュニティ・スクールとの目標の共有や取組の連携を図っており、国においても「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、学校と地域住民が連携・協働することで、子供たちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の社会の担い手としての成長を支えていくことが求められる。」との考えが示されております。

その中で、学校、家庭、地域が連携・協働した教育活動を推進し、地域との交流や実体験を通して、他者の気持ちを理解してコミュニケーションを取る力や、粘り強く努力を続ける力、自分の意思で行動する力などの非認知能力を向上するための取組が、効果的、安定的に継続して行われるよう、連携体制の強化を進めているところであります。

また、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動について、現在、各地区にコーディネーターを配置しており、引き続き、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図ってまいります。

今後も、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図るなど、これまで培ってきたつながりをより強くしながら、行政、学校、家庭、地域が、「育てたい子ども像」や「目指すべき教育のビジョン」を共有し、目標の実現に向けて協働する学校づくりを推進してまいります。

次に、家庭教育の推進について、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化、価値観の多様化等に伴い、市内をはじめ、関係機関や団体等と連携しながら、「乳幼児学級」や「家庭教育学級」など、子どもの発達段階を踏まえた講座を開設し、家庭教育力の向上や子育て支援に取り組んでまいります。

次に、基本方針の4つ目である「安全・安心な教育環境の整備」についてであります。

近年、急激に進んでいる少子化の中で、本市においても市内の小学校の児童数は、年々減少しております。このことから現在、今後の小学校の在り方について、地域や保護者等との懇談会を開催しており、これまで複式学級の状況を地域の方々に見ていただくために、学校開放の機会を設け、その中で様々なご意見・ご提言をいただいたところであります。

今後も、特に複式学級を設置している小学校区を対象に懇談会を開催し、学校・保護者・地域と一緒に各々地域におけるこれからの小学校の在り方について、検討を重ねてまいります。

次に、市内の学校施設につきましては、建築年数が40年を超える所もあることから、老朽化対策を進めるに当たっては、各学校や市PTA連合会と連携しながら、子どもたちが、安全・安心に学校生活を送れるよう緊急度、優先度を考慮して修繕を行なってまいります。加えて中長期的な視点をもって計画的な維持管理を図ってまいります。

子どもたちの通学路の安全性の確保については、引き続き、通学路合同点検を実施することにより、国や県、本市の関係機関と連携しながら危険箇所の把握や改善に向けた対策を講じてまいります。

次に、基本方針の5つ目である「生涯学習を通じた地域共生社会の実現」について

であります。

生涯学習の推進につきましては、市民一人ひとりが、生涯にわたって生きがいのあ
る心豊かな生活を送れるよう、主体的に学習に取り組むためのきっかけづくりや学習
成果を生かせる環境づくりが求められております。令和7年度から、これまで市長部
局で補助執行していた生涯学習施策を、教育委員会において実施することにより、今
後とも社会教育と学校教育がより一体となった生涯学習施策を推進してまいります。
芸術文化活動の推進につきましても、文化芸術や生涯学習の拠点である市民文化会館
の活用を促進しながら、市民芸術祭の開催や芸術文化団体の活動に市民も参加し、相
互に芸術文化に親しむことなど、市民が交流できる環境づくりと生きがいの創出につ
ながるよう努めてまいります。

社会情勢の変化に伴い個人の価値観やライフスタイルが多様化する中、市民の学習
ニーズに可能な限り応えるとともに、乳幼児期から高齢期まで幅広い世代に対応した
学習機会の提供に引き続き取り組んでまいります。

次に、公民館活動につきましては、地域の拠点である各地区公民館と連携しながら、
地域住民の交流や地域課題の解決のため、地域の実情に応じた様々な学習機会を提供
し、地域コミュニティの維持向上を図るとともに、市民が培った知識を持ち寄り、社
会に参画していくことにつなげられるよう、学びを通じた地域づくりの推進に組み
込んでまいります。

次に、市立図書館につきましては、開館以来、令和7年1月末時点の入館者数が、
累計で約78万人となり、地域の情報拠点施設として、市内外から多くの皆様に利用
していただいているところであります。開館時間の拡充も定着しており、利用者の利
便性の向上が図られ、毎年度行っている利用者アンケート調査においても、好評を得
ているところであります。

引き続き利用者アンケート調査を実施することにより、利用者のニーズ把握に努め
るとともに、利用者の利便性の向上、郷土資料や震災関連資料の充実、イベント等
での読書推進活動の展開などを通じて、市民の憩いの場、学びの場となるよう、より一
層のサービスの向上に努めてまいります。

また、市立博物館につきましても、開館以来、令和7年1月末時点の入館者数が、
累計で13万人を超え、本市の歴史と文化を後世に伝える拠点施設として、大変好評

を得ているものと感じているところであります。

今後も、本来の役割である「社会教育施設」としての機能に加え、地域に根ざした総合博物館として、中心市街地に位置する立地条件を生かし、近隣の商業施設や東日本大震災津波伝承館、旧吉田家住宅主屋などの関連施設との連携や、名古屋市博物館からお借りしているロダン作「考える人」の展示等を通じた名古屋市との文化芸術を含む多方面の交流をさらに深めるとともに、「文化観光拠点施設」として、交流人口の拡大や地域の活性化に資するよう努めてまいります。

当市博物館が目指している公開承認施設は、国宝や重要文化財などの公開に適した施設として、文化庁長官が承認する施設であり、文化財の保存と公開を促進することを目的としております。そのためには、国の重要文化財を5年間で3回展示する必要があり、第1回目を令和8年1月から3月にかけて「日本遺産 みちのくGOLD浪漫関連展示」を行う予定であります。

このほか、津波で被災した資料につきましては、その再生に向け、全国の専門機関との連携を継続し、引き続きその修復に取り組んでいくとともに、作業の公開や再生した資料を展示することなどにより、積極的に情報発信してまいります。

次に基本方針の6つ目である「価値ある歴史・伝統・文化の充実と次世代への継承」についてであります。

市内各地には、三陸の豊かな自然環境を背景に、各時代の豊富な歴史文化資源が残されており、これらの掘り起こしと現状の把握、地域の活性化につながる保存活用等を目的として平成29年度に開始した市内文化財基礎調査は、令和7年度の広田町をもって一巡することとなります。これらの基礎調査データを基に、それぞれの価値や特徴を活かした保存及び活用について検討してまいります。

岩手県指定有形文化財「旧吉田家住宅主屋」の復旧事業につきましては、東日本大震災発災直後に地域住民の皆さんが行った被災部材の回収作業に始まり、令和3年7月に元の場所に着工して以来、本市が誇る気仙大工左官の技術を結集した足掛け14年にわたる一大事業が完了するところであります。

今後は一般公開の時期を5月に見据え、既に修復が完了している岩手県指定有形文

化財「吉田家文書」の写真データ等の公開と合わせ、地域の歴史文化と気仙大工左官の伝統技術を伝えるとともに、市民の憩いの場として愛され親しんでいただける施設となるよう具体的な活用計画を検討してまいります。

次に、日本遺産「みちのくGOLD浪漫」についてであります。

令和元年に認定された本市の日本遺産は、令和7年度に、総括評価・継続審査を受けなければならないとされていることから、気仙郡の歴史背景などより一層の調査研究の取組と観光事業への展開が求められているところであります。

教育委員会といたしましては、現在、文化庁に対し旧吉田家住宅主屋を「みちのくGOLD浪漫」の構成文化財とする追加申請を進めているところであり、夏頃にはその結果が出るものと考えております。

今後は、博物館において特別企画展を開催するなど、吉田家文書と旧吉田家住宅主屋を「みちのくGOLD浪漫」を牽引する二つの大きな柱として、普及公開に努めてまいります。

最後に、美術品保全展示施設構想についてであります。

展示施設につきましては、統廃合となった小中学校の校舎等を利活用した整備を想定しており、現在、「美術品展示保全施設検討委員会」において検討を進めているところであります。令和6年度末には候補施設から選定する予定としており、有識者の意見や市民の皆様の声をよく聴きながら、多くの方に足を運んでいただける施設づくりを心がけてまいります。

以上が、令和7年度の教育行政の推進に当たっての施策の大要及びその考え方です。

教育の振興は、教育振興運動とともに学校、家庭、地域が、それぞれの役割を全うし、お互いに連携しながら推進することにより実現されるものであります。

今後の教育行政の推進に当たっては、この予測困難で複雑な社会の中で、陸前高田市で学ぶ子どもたちの個々の能力を最大限伸ばしながら、自律心を養い、自ら考え、判断し、「たくましく生き抜いていく力」を育むために、地域や学校の特性を生かした学校教育を推進するとともに、市民が生涯を通じて創造的に学び続けることができる生涯学習の構築に向け、引き続き、関係機関と連携しながら、施策の推進に全力を

挙げて取り組んでまいり所存であります。

議員の皆様方の一層のご理解、ご協力と、市民の皆様の積極的な参画を心からお願い申し上げます、私の所信といたします。